

生活習慣病療養計画書について

この度、厚生労働省の診療報酬に関して重大な変更点がありました。今回の改定は6月からになります。慢性疾患、生活習慣病の中でも特に重点的に「高血圧、糖尿病、脂質異常」が自覚症状なしに進行すると、動脈硬化を引き起こし、心筋梗塞や脳梗塞、慢性腎臓病、脂肪肝からの肝硬変など気づかぬうちに、症状として引き起こされた際には取り返しのつかない病状に一気に進むこともあり、長期的には合併症を防ぐための方策として、これまでの特定疾患との位置づけを一段上げて「高血圧、糖尿病、脂質異常」には生活習慣病として厳重に管理指導するよう通達があり、さらにその意識をかかりつけ医と患者が共有すべく、書面で治療計画を作成し、患者様、かかりつけ医の署名が必要となりました。

当院では、生活習慣病問診票への記入や、治療計画書の作成にご協力いただき、内容をご確認の上、診察室での治療計画書の説明および同意と署名にご協力賜りたく存じます。

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。



